

『「中央新幹線（東京都・名古屋市間）環境影響評価書【山梨県】（平成26年8月）」に基づく中間報告書（その2）」についての知事意見に対する事業者の対応方針について』（提出日：R4. 6. 27）及び『令和3年度における環境調査の結果等について【山梨県】の送付について』（提出日：R4. 6. 27）に対する山梨県からの要請と事業者の対応方針

No	山梨県からの要請(要請日：R5. 3. 30)	事業者の対応方針
1	<p>事後調査及びモニタリングで、河川流量等の変化が確認されていることから、その原因を分析し工事による影響を評価する必要があるが、トンネル内湧水の監視及び月1回の河川の流量観測のみでは不十分である。</p> <p>調査等の回数・地点の追加及び降水量データの収集等を行い、今後の中間報告書には、それらを用いた統計解析等による科学的な評価に基づき工事の影響を合理的に示すこと。</p>	<p>水資源の事後調査及びモニタリングは、トンネル工事による影響を把握することを目的として実施しております。トンネル湧水量を随時監視することで地下水への影響を把握するほか、河川については、流量の少ない源流部や支流部を含む計58地点においてトンネル工事着手前から流量観測を継続しています。長期的な観測により、1回/月の流量観測においても河川流量の変動傾向を十分に把握できているものと考えております。さらに流量の変動傾向に加え、トンネル湧水量の監視結果や降水量結果等から総合的に工事の影響を判断しており、年次報告及び中間報告書においては、その結果も掲載しています。また、トンネル湧水量を随時監視する中で、大きな変動が見られた場合は、速やかにトンネル上部の状況を確認し、必要により河川の流量調査を追加する計画としています。</p> <p>今後も引き続き、事後調査及びモニタリングを実施し、必要に応じて追加の環境保全措置を実施いたします。</p>
2	<p>発生土置き場における実際の仮置き量や保管期間は、工事や受け入れ先の状況によって変化するため、公表済の計画をできる限り最新の計画に修正したうえで、取りまとめ時点における仮置き量等の実績と併せて整理して、今後の中間報告書に記載すること。</p>	<p>年次報告及び中間報告書では、年度末時点での発生土の仮置き量を発生土仮置き場ごとに取りまとめ掲載しております。発生土仮置き場における発生土の保管期間の見通しについては、トンネル工事の進捗だけで定まるものではなく、発生土の受け入れ先の活用状況によっても変化してくるため、年次報告、中間報告書においてお示しすることは困難です。</p> <p>発生土の受け入れ先が決まりましたら、搬出の準備ができ次第、速やかに運搬、活用する計画です。</p>